新旧司法試験合格者数に関する声明

最近の新聞報道によると、10月7日の司法試験委員会において、新旧司法試験合格者数に関する法務省素案が示された。同素案は、2006年度の新旧司法試験の合格者数を各800名、計1600名にとどめ、2007年度については新1600名、旧400名とすることなどを内容とするという。しかし、同素案の内容は、新旧の割合においても合格者総数においても、法科大学院を中心とした法曹養成システムに切り替えるという制度改革の理念を十分に反映しておらず、法科大学院制度の健全な発展を損なう危険性の高いものであり、到底賛同できない。

法科大学院制度の創設を提言した司法制度改革審議会意見書は、法科大学院の教育について、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7~8割)の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。」とした。同提言に応えるべく、全国の法科大学院は、 法曹養成に特化したプロフェッショナル・スクール」 改革審意見書)に相応しい教育の実践に向けて懸命の努力を払っている。また、学生達もこれに応え、毎日大量の予習課題をこなし、文字通り寝食を惜しんで学修に取り組んでいる。法科大学院制度は、その理念に向かって予定通りに船出したのである。そのような中で最も懸念されているのが、新司法試験の在り方、とりわけ合格率である。

前記素案をもとにシミュレーションすると、2006年度における新司法 試験の合格率は約34%、2007年度以降は約20%になるという。しか し、これでは、上記の厳しい学修に才能ある人材を引き付けるには余りにも リスクが大きく、新たな法曹養成制度の中核と位置付けられた法科大学院制 度を崩壊させかねない。

このことは、法曹志願者の年齢や出身学部にかかわりなく指摘しうる問題であるが、とりわけ、社会人や他学部出身者が法曹を目指して積極的にチャレンジしようとする気運を大きく損ね、法科大学院志願者の大半は従前通り法学部出身者ともなりかねない。そうなれば、 多様なバックグラウンドを

有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門 分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要が ある。」 改革審意見書)とした多様性の理念は、たちまち暗礁に乗り上げる ことになる。

新司法試験の合格率を引き上げるべきであるという主張は、ともすると法科大学院独自の利益主張のように受け取られるおそれがないではない。しかし、これと同様の意見は、司法制度改革推進本部の法曹養成検討会、司法改革国民会議、弁護士会その他さまざまなフォーラムにおいてもすでに表明されているところであり、広く支持を得つつある。

そもそも法科大学院は、その設立母体となった各大学の独占物にとどまるものではなく、司法制度改革の一環としての公益的な目的を有するものである。各大学は、新たな時代に望まれる理想の法曹像を目指してカリキュラム等を工夫し、最大限の努力をもって法科大学院を設立した。これに呼応して、最高裁判所や法務省、弁護士会はいうに及ばず、さらには有志法曹や企業もが、教員の派遣や研修、学生研修などの面で、法科大学院の設立および運営のために多大なる協力と貢献をしている。それは、とりもなおさず、政府・国会によって法科大学院が新たな法曹養成システムの中核に据えられたことを踏まえ、これへの協力が法曹人口の量的および質的な抜本拡充という公益すなわち国民の利益のために不可欠であるとの認識に立脚してのことであるはずである。

我々は、司法試験委員会がこのたびの法曹養成制度改革の理念を十分に見据え、法科大学院を法曹養成制度の中核に位置付けてその健全な発展を図る

観点から、前記の素案に追従することなく、法科大学院の課程を修了した者の大半が新司法試験に合格することをより早期に可能ならしめる方向で合格者数問題を抜本的に検討されるよう、強く要望するものである。

2004年10月28日

法科大学院関係者有志

青野博之 (駒澤大学大学院法曹養成研究科長)

淡路剛久 (立教大学大学院法務研究科委員長)

伊藤 進 (明治大学法科大学院長)

右崎正博 (獨協大学大学院法務研究科長)

浦川道太郎 (早稲田大学大学院法務研究科長)

大村雅彦 (中央大学大学院法務研究科長)

神長 勲 (青山学院大学大学院法務研究科長)

京藤哲久 (明治学院大学大学院法務職研究科長)

須網隆夫 (早稲田大学大学院法務研究科教授)

淹澤 正(上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻主任)

野中俊彦 (法政大学大学院法務研究科長)

日笠完治(駒澤大学大学院法曹養成研究科

法曹養成専攻主任)

平井宜雄 (専修大学大学院法務研究科長)

平良木登規男 (慶應義塾大学大学院法務研究科長)

福原紀彦(中央大学大学院法務研究科長補佐)

宮澤節生(大宮法科大学院大学副学長)

山田卓生(日本大学大学院法務研究科教授)

(アイウエオ順)